



弁護士になろう!

8人のチャレンジ — 兵庫県版 —



兵庫県弁護士会イメージキャラクター
ヒマリオン Since2001

兵庫県弁護士会は持続可能な
開発目標 (SDGs) を支援しています。



兵庫県弁護士会

〒650-0016 兵庫県神戸市中央区橘通1-4-3
TEL: 078 (341) 7061
<http://www.hyogoben.or.jp/>

2021年11月 発行

兵庫県弁護士会

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

こんにちは、私たちは兵庫県弁護士会です。

皆さんは、弁護士と聞いて、どのような姿をイメージされますか。やはり、法廷で裁判をしている中高年の男性の姿でしょうか。実は、今は、5人に1人は女性の弁護士で、5人に2人は40歳未満の弁護士なのです。そして、弁護士は、ずっと法廷に在るわけではありません。最近では、裁判所以外の場所で活躍している弁護士も増えてきました。

弁護士法第1条第1項には、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」と規定されています。これから紹介する弁護士たちも、目の前で困っている方々の権利を守りながら、同時に、社会全体がよくなるための取り組みや活動をしています。

また、弁護士法第1条第2項には、「弁護士は、前項の使命に基き、誠実にその職務を行い、社会秩序の維持及び法律制度の改善に努力しなければならない。」と規定されています。弁護士は、自分の依頼者のための仕事だけではなく、全国、そして世界で起きている問題のために、必要な法律の運用を訴え、法制度の改善を進める活動も行います。

みなさんは、SDGs (エス・ディー・ジーズ) をご存じですか。

SDGsとは、2015年9月に国連サミットで採択された2030年までの具体的な17のゴールと169のターゲットのことです。

SDGsが提唱された後、貧困や格差、社会的少数者への差別などをなくし、環境破壊などを防止するといった活動が世界中で広がっています。

実は、弁護士は、SDGsが採択される前から、長年にわたって、現在、SDGsが目指しているゴールやターゲットを達成するため、様々な活動を続けてきました。

弁護士は、今、それぞれの才能を生かして、社会の様々なところで、SDGsに代表されるような困っている人たちが笑顔になるための活動に取り組んでいます。

これから紹介する弁護士は、皆さんが最初にイメージした弁護士の姿とは違うかもしれません。

皆さんが、このパンフレットを読んだあと、弁護士になってみたい、私たちが取り組んでいる活動と一緒にやってみたい、と思っていただけることを心から願っています。

そして、弁護士になってみようと思った方は、ぜひ、兵庫県弁護士会のイベントなどに参加して、実際に、私たち弁護士の活動を感じてみてください。

詳しくは兵庫県弁護士会のホームページをご覧ください。

私たちは、今の社会をもっとよくするために、皆さんと会える日を楽しみにしています。

兵庫県弁護士会HP <http://www.hyogoben.or.jp/>



8人の弁護士、 それぞれのチャレンジ *Challenge*

- 1 小坂 祥子 面会交流支援施設の設立・運営
- 2 國富 さとみ 司法試験合格までの経緯・ハンセン病弁護団
- 3 安井 健馬 「誰一人取り残さない」ための被災者支援法務
- 4 秋山 侑平 児童虐待・いじめ問題に関する活動
- 5 葛西 秀和 これまでの法テラススタッフ弁護士経験
- 6 新熊 聡 企業内弁護士としてのSDGsへの関わり
- 7 柊 善太 自治体内弁護士としてのSDGsへの関わり
- 8 勝又 陽香 動物福祉に関する活動

出典：次世代によるSDGs169ターゲット日本版制作プロジェクトチーム



小坂 祥子

経歴

2007年 3月 甲南大学法学部卒業
2010年 3月 関西学院大学法科大学院修了
(未修者コース)
2010年 9月 司法試験合格
2011年12月 司法修習終了・
兵庫県弁護士会に弁護士登録
2020年 1月 PHMC株式会社役員就任
6月 ベルフラワーKOBEO設立・
面会交流支援をスタート

活動、業務の内容

弁護士として活動する傍ら、面会交流支援施設「ベルフラワーKOBEO」を設立・運営し、別居や離婚をきっかけに離れて暮らすこととなった親子の面会交流のお手伝いをしています。

面会交流は、両親間での話し合いが難しい場合、家庭裁判所の調停や審判で、どのような条件で面会交流を行うか協議したり、裁判所が条件を定めたりします。弁護士が力になれるのは条件を決めるところまでで、その後どのようにしてそれを実行していくのかは当事者に任されます。誰もが普通にそれを実行できる訳ではなく、当事者それぞれの様々な事情があって、当事者間での実行が困難な場合も少なくありません。私たちは、ご両親が顔を合わせなくても、離れて暮らす親との面会交流がスムーズに行えるのかという心配を取り除くために、プレイルームを用意して、面会交流を実施しています。

この事業は、弁護士だけでは成り立ちません。ご両親との面談等を行い、事案とリスクの把握と管理を行う弁護士、プレイルーム内で親子をサポートする支援員(幼稚園教諭・保育士)、入出金や経費を管理し経営を担う経営者と、3つの職種のパートナーが力を合わせています。面会交流に来てくれた子どもたちが「楽しい時間」を過ごせるように、それぞれの専門性を活かして意見を出し合い、試行錯誤しながら運営しています。こうして知恵を出し合い、協議をするなかで他業種の仲間から得た考え方や知識は、面会交流だけでなく、弁護士としての今後の自分にも生かすことができるものだと感じています。

仕事の魅力

弁護士は、離婚や面会交流の条項作成までは関与できても、その先の履行の場に関与することは、あまりありません。月1回という約束のその先を間近で見て、その条項の重みを感じることができる点は、非常に貴重な経験です。



16.03 すべての人が法によって平等に守られる社会に



17.16 多種多様なパートナーシップで、SDGsを推進しよう

初回はプレイルームに入りにくかった子ども、回数を重ねるうちにニコニコと笑いながら、走って入ってきてくれるようになります。そんなときは、ベルフラワーKOBEOでの面会交流を楽しんでもらえたのだ、ここが子どもにとって楽しみな場になってくれて良かったと心から嬉しく思います。ベルフラワーKOBEOを立ち上げるとき、幼稚園教諭の支援員が「子どもがお父さんやお母さんだけに見せる笑顔がある」と言っていたのですが、面会交流の時にそれをちらりと見られることも、この事業を始めて良かったと思う瞬間の1つです。また、別居親も初回は少し緊張気味に入室し、帰りは「本当に次回もあるのだろうか」と少し不安そうな顔で帰られますが、2回目からは少なくとも「次回の心配」はされず帰っていかれるように見えることが多いです。そんな時も、制限されたルールの中での面会交流ではありますが、きちんと子どもと会える機会が毎月確保されるという安心を提供できたのかなと感じます。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

弁護士になることを志したとき、まさか自分が弁護士業務と並行して面会交流支援施設を設立・運営することになるとは思ってもいませんでした。面会交流支援は弁護士業務そのものではありませんが、弁護士としての知識や経験を活かすことができる場です。弁護士という仕事自体が多種多様な事案を取り扱いますが、そ





國富 さとみ

経歴

2001年 3月 明治大学法学部卒業
2012年 3月 神戸大学法科大学院卒業
2014年 9月 司法試験合格
2015年12月 司法修習修了
弁護士登録
弁護士法人ライト法律事務所に勤務
2019年 4月 西宮さくら法律事務所開所

司法試験合格までの経緯

私は、大学卒業後、すぐに結婚・出産して子育てに専念していました。それでも「法曹になりたい」という夢を諦めることはできませんでした。また、離婚してシングルマザーとなり、「手に職をつけたい」という気持ちもあったことから、法律事務所の事務員をしながらお金を貯めて、法科大学院に進学しました。入学当初は周囲より一回り年上ということもあり、気後れはありましたが、久々の学生生活を楽しみました。

小学生だった息子には沢山ガマンをさせてしまったと思いますが、いつも私の勉強を応援してくれていました。「ママが弁護士になったら毎年ディズニーランドに行ってホテルミラコスタに泊まれるね!」と期待してくれましたが、申し訳ないことに、これはいまだに実現できていません。

活動、業務の内容

弁護士になってすぐにいくつかの弁護団に参加しました。なかでもハンセン病家族訴訟の弁護団は、全国の弁護士の先生方や原告の皆さんと一緒に笑ったり泣いたり濃密な時間を過ごさせてもらった弁護団でした。

ハンセン病家族訴訟は、ハンセン病患者を家族に持つ方々が原告となって差別的な政策を行ってきた国に対して損害賠償を請求した裁判です。ハンセン病の患者さん自身が差別的・非人道的な扱いを受けてきたことは既に明らかとされており、国から謝罪・補償を受けています。しかし、その裏で同じように厳しい差別にさらされてきた家族は放置され続けていました。

ご家族の受けた被害は多種多様で一言で表すことができません。そこで弁護団は原告さん達の人生被害を立証するために561名全ての原告さんの陳述書を作成するという壮大な作戦を決行したのです。

私が担当したのは、関西と沖縄宮古島の原告さん達でした。仕事で



10.03 差別的な法律・政策・慣行をなくし、機会均等を実現しよう



16.b 差別のない世界を、そのための法律や政策を

宮古島に行けるなんてラッキーと思ったのは最初だけ。3年間宮古島に通い続けましたが、毎回ビジネスホテルとハンセン病の療養所と原告さんのご自宅を行き来するだけのハードなスケジュールで、海で泳いだことは結局1度もありませんでした。

それでも私は宮古島の人々の優しさや強さ、宮古島の自然の美しさに魅了され、この弁護団に参加できて本当に良かったと思っています。

また、裁判では、原告本人尋問のトップバッターという大役も任せていただきました。陳述書作成の際の聞き取りや、尋問の打ち合わせでは、涙ひとつ見せず、いつも笑顔だった原告さんが、声を震わせながらご家族と引き離された辛い経験を訴える姿に、法廷内のあちこちからすすり泣きが聞こえ、私も涙をこらえるのが難しかったことをよく覚えています。

この原告団の合言葉は「思いよ、届け」。壮絶な人生を送ってこられた原告の皆さんの思いは、裁判所に届きました。判決は「勝訴」。国の責任が認められました。

仕事の魅力

私はシングルマザーで社会的弱者に分類される側の人間です。社会的弱者に対する世間の声はまだまだ厳しく、差別はいまだにありません。弁護士になっていなければ、私は声を上げることもできず、小さくなって生きていたかもしれません。

弁護士は、社会的弱者とされる皆さんと一緒に

に声をあげることができます。差別をなくすことは私達ひとりひとりが生きやすい社会を作っていくことでもあります。こうした活動は他の仕事では得られない充実感があります。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

障がい者に対する差別、女性に対する差別、同性愛者に対する差別…。社会には差別がまだまだ残っています。今現に差別を受けている人は一人では声をあげることができません。一緒に声をあげ、そして社会をより良くしていくために、熱い気持ちを持っている仲間が増えてほしいと思います。一緒に社会を変えていきましょう。





安井 健馬

経歴

2010年 3月 六甲高校 卒業
2014年 3月 神戸大学法学部 修了
2016年 3月 京都大学法科大学院 修了
2016年 9月 司法試験合格
2017年12月 弁護士登録（70期）
2018年 4月 ウィンクルム法律事務所にて勤務

活動、業務の内容

私は、日常の業務として、中小企業の労務問題や個人の相続案件などを中心に手掛けています。また、私自身3歳のときに西宮で阪神淡路大震災に被災しており災害に関心があったことや、大学の先輩弁護士が災害法務で活躍されていることを知ったことから、災害復興等支援委員会に所属し、被災者支援、防災・減災法務に関する活動をしています。実際に、幅広く案件に触れていると、1995年1月17日の阪神淡路大震災が、兵庫県における企業の歴史や人々の人生において、重要なターニングポイントになっていることを痛感します。

とはいえ、弁護士には、法廷で議論を交わすイメージこそあっても、被災者支援のイメージはあまりないと思います。

災害は、住宅損壊や避難所といった災害固有の問題を発生させるだけではなく、むしろ、日常の問題をより一層深刻にするという特徴をもっています。災害の発生により雇用は危ぶまれ、人間の差別心は先鋭化し、貧富の差は拡大していきます。

もちろん、国や自治体は、これらの問題に対する支援策を講じます。ところが、支援情報にアクセスできずに、取り残される人々も多く存在するのが現実です。そこで、法の専門家であり、一人一人に寄り添うことができる弁護士が、被災地に直接出向き、法律相談を実施したり、行政の支援情報を周知したりすることで、被災者の生活再建の一助になることができます。支援情報にアクセスできない人々を支援の枠から取りこぼさずに、包摂的な支援を行うことは、まさに「誰一人取り残さない」というSDGsの基本的理念に沿うものです。

新型コロナウイルス感染症のまん延により、消費者問題、労働問題、貧困問題といった法的問題が深刻になっていることを実感します。新型コロナウイルス感染症についても、我々は「災害」と捉えて、電話相談を実施したり被災ローン減免制度を周知・活用することで、生活再建支援を行っています。

また、中小企業への支援であっても、事業継続計画（BCP）の策定支援という形で関与できます。日本の雇用の約70%を中小企業が



11.b あらゆるレベルで、総合的な災害リスク管理を実施しよう



13.01 自然災害に対する対応力と回復力を高めよう

担います。雇用があってこそ生活が維持され、人があってこそ企業が成り立ちます。勉強会を開催するなどして、BCPについて学び、レジリエンスな（復元力がある）社会の実現に役立てるような活動もしています。

仕事の魅力

弁護士の仕事の魅力は、何よりも、目の前の一人一人の役に立てるよう実際に動くことができる点です。

依頼者から事実を聞き取り、証拠を集め、関係者に協力を仰ぎ、書籍・裁判例を調査し、理論と主張を組み立てる。肉体的にも精神的にも苦しいことはあります。依頼者が望んだ成果が得られないこともあります。

しかし、依頼者に寄り添った弁護活動することで、たとえ望んだ結果を得られなくても感謝されることがあります。幸いにも裁判所に主張が認められれば、依頼者と共に喜ぶことができ、双方が納得した和解で終結すればほっとした面持ちになります。依頼者から感謝の言葉を掛けられるとき、この上ないやりがいと達成感を感じることができるのが、弁護士という仕事の魅力だと思います。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現です（弁護士法第1条）。平たく言えば、弁護士のつとめは、人に安心を与えること

です。

法曹を目指す方には、他人の心と社会問題に常に興味を持ってもらいたいです。目の前の一人一人の苦しみや悲しみに目を向け傾聴・共感することや、社会の中で当たり前だと思われていることを疑問に思うことが大事です。そうすることで、困難な中に糸口を見つけ、人の不安の原因を少しでも取り除くことができます。

法曹を目指す方には、単に法理を振りかざすのではなく、心に寄り添い安心を与えられるようなプロフェッショナルを目標にしてほしいです。





秋山 侑平

経歴

2005年 3月 淳心学院高校卒業
2009年 3月 東京大学法学部卒業
2011年 3月 京都大学法科大学院卒業
2011年 9月 司法試験合格
2012年12月 司法修習終了
弁護士登録、大阪弁護士会登録
2014年 7月 兵庫県弁護士会登録
2020年 5月 神戸しおさい法律事務所開設



4.05 どんな人でも平等に、教育や職業訓練を受けられるようにしよう



16.02 こどもに対する暴力・虐待・搾取・人身売買・拷問をなくそう

活動、業務の内容

私は、兵庫県弁護士会の子どもの権利委員会に所属しており、そこで知り合った弁護士と一緒に、子どものための活動に取り組んでいます。

弁護士って裁判する人じゃないの？子どもが裁判なんてするの？と思われたかもしれません。確かに、一昔前まで、弁護士の仕事といえば裁判が中心でした。しかし、現在、私達弁護士は、裁判だけでなく、それ以外の様々な場面で活動しており、子どもに関わる活動も増えています。

例えば、家庭での虐待等から子どもを守る活動です。虐待の被害に遭う子どもを守るための行政機関として、児童相談所があります。児童相談所は、子どもを虐待から守るため、一時的に保護したり、親から離れて施設や里親のもとで生活をさせる等の活動をしています。私は児童相談所のアドバイザーとして、児童福祉法などの子どもを守る法律に関する助言をし、児童相談所の活動を手伝っています。

また、私は、NPO法人「つなご」という民間団体の一員として、子どもシェルターという施設を運営する活動もしています。子どもシェルターとは、虐待などで自宅での生活に耐えられない子どもが避難場所として利用できる施設で、無料でしばらくの間、住まいや食事を提供しています。私や他の弁護士がシェルターに入ってくる子どもから話を聞き、子どもと家族との間に入って、関係を修復する手伝いや、場合によっては関係を断ち切って他の場所で生活する手伝いをします。

さらに、学校でのいじめの防止・解決のための活動も増えてきています。子どもにとっては、学校は自分の世界の大部分を占めており、そこに居場所がなくなってしまうことは耐えがたい苦痛です。そのような子どもを一人でも減らすため、弁護士としてできる活動に取り組んでいます。

例えば、兵庫県内の一部の学校では、私達弁護士が「いじめ予防授業」をして、いじめの問題について生徒の皆さんに考えてもらっています。答えはありませんが、いじめをなくすために考えることがいじ

め根絶の第一歩だと思っています。さらに、いじめの被害に遭った子どもの代わりに、いじめ被害を訴え、学校に復帰するための方法を考え、学校に要望する等の活動をすることもあります。さらに、いじめの調査委員会の委員として、いじめの有無を調査し、再発防止策を検討する活動も行います。

仕事の魅力

弁護士が、なぜこのような子どもの活動に携わっているのか、と思われるかもしれません。しかし、弁護士というのは、法律を使って人の権利、安全、安心を守ること（人権擁護）こそがその使命で、裁判はその手段に過ぎません。そして、残念ながら、児童虐待やいじめなどのように、家庭や学校で、子ども達の権利や安全・安心が脅かされることが数多くあるのが現実です。私たちの仕事はそのような状況を少しでも改善し、子ども達を守ることができるものですので、その点に大きな意義を感じています。

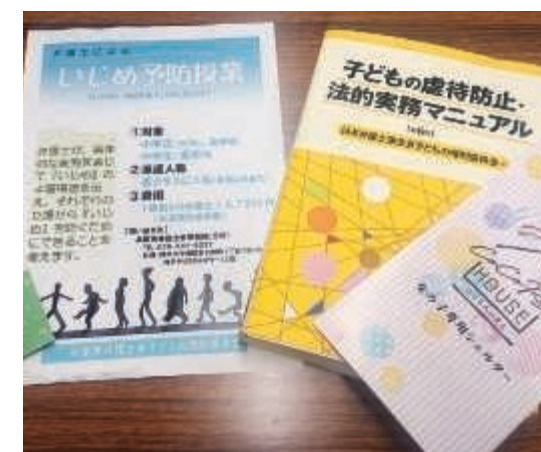
私自身、小学生の頃、いじめに遭ったことがありました。学校に居場所がなく、休みがちになったとき、当時の担任の先生がいじめの加害生徒に「いじめなんてしょうもないことは絶対にやめろ」と言って、私を守ってくれたことがあり、私はとても救われた気持ちになりました。子どもに関する活動を続けるなかで、少しでもあの先生に近づけていればいいなあ、と思います。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

人生では、誰しも、笑顔を失うような出来事を経験することがあります。特に、人との間のトラブルは、自力では解決が難しいものです。弁護士等の法曹職は、その専門知識やスキルを使って、こうした困難な出来事を解決し、笑顔を失った人にもう一度笑顔を取り戻させる仕事だと私は考えています。

特に、子どもは、家庭や学校で困難な出来事を経験したときに、多くの場合、抵抗できない立場にあります。子どもにとっての困難な出来事を少しでも減らし、子どもの健やかな成長を手伝うことができるのが法曹の仕事だと信じています。

このような活動に興味がある方は、ぜひ法曹を目指してもらいたいと思います。





葛西 秀和

経歴

2006年 3月 千葉大学法経学部卒業
2009年 3月 上智大学法科大学院修了
2009年 9月 司法試験合格
2010年12月 司法修習終了、弁護士登録
2011年 1月 東京都内の法律事務所勤務
2012年 1月 ~現在 法テラスのスタッフ弁護士として勤務



1.04 誰もがお金を稼ぐために必要なモノや知識に手が届くように



16.03 すべての人が法によって平等に守られる社会に

活動、業務の内容

皆さんは、日本司法支援センター（愛称「法テラス」）という組織をご存知でしょうか。「総合法律支援法」という法律に基づいて設立された組織です。組織の理念も法律で決まっており、「あまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」の実現を目指しています。そして、この組織で、理念の実現に向けてチャレンジしているのが、法テラスの常勤弁護士（スタッフ弁護士）です。私は、このスタッフ弁護士になり約10年が経ちました。

さて、SDGsの中には「貧困や弱い立場にある人を守る仕組みをもっとつくろう」というターゲットがあります。スタッフ弁護士は、この「仕組み」の一つにも思えます。

スタッフ弁護士は、組織の中でオフィスワークをするわけではありません。全国の赴任地（北海道から沖縄県まで）に約200名（令和3年10月現在）いて、それぞれの地域で「弁護士」の仕事をしています。赴任地は数年ごとに変わり、正に「あまねく全国」をフィールドとして活動します。

私達が関わることの多い仕事が、貧しさに困っている方や、経済的あるいは社会上の力関係で不利な立場にある方の案件です。そうした案件について、訴訟手続などの法的な解決策を駆使し、正に「弁護士」の仕事をしています。

また、私の赴任地である神戸市とは異なり、人口に比べて弁護士数がとても少ない司法過疎地域があります。弁護士数が少ない故に、法律の専門家による支援を受ける機会が限られます。法制度があっても、それを使えないなら制度が無いのと同じです。この司法過疎地域に赴任して、立場の弱い人であっても等しく法制度を利用できるように活動するのもスタッフ弁護士の仕事の一つです。

仕事の魅力

法的サービスは、誰かの困難な状況を打ち破ることができる場合があります。そのため法的サービスは、誰もが身近にアクセスできる、基礎的なサービスでなければいけません。ところが、法律の専門家に身近にアクセスできない状況は、都市部にも存在します。

「あなたが選んで結婚した相手なら、一生添い遂げて当たり前でしょ」、これは法が求めているルールではありません。でも、一生添い遂げなければいけないと思ひ込み、爪に火を灯すような生活に耐えている方がいます。

「何歳になってもあなたの子供なのだから、あなたが面倒を見て当たり前」、そう言われ、わずかな年金を子供に渡し続ける高齢の方がいます。家賃を滞納し、福祉サービスを利用せず、食費を切り詰める。それが当たり前と思ひ込んでいる方がいます。

「当たり前」を守る。それが、法律や仕組みを知った上での判断なら尊重されるべきでしょう。でも、仕組みを知る機会すらないことは許されません。

そんな思いではありますが、「当たり前」の世界にいる人に仕組みを届けることは簡単ではなく、チャレンジを続ける日々です。それでも、司法過疎地域でも、都市部であっても、私たちのチャレンジが成功すれば、必要とされる仕組みが届けられます。安定した生活に戻り、食事をとり、ふっくらした笑顔を見せていただけるようになります。そんな毎日の仕事が魅力です。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

最初にお話した法テラスの理念について、私は「弁護士をもっと身近に」という意味に捉えています。これが実現できれば、SDGsの多くのターゲットが前進するはずです。

全国どこでも、貧困であっても、立場の弱い人であっても、弁護士の敷居が高いと感じないで利用できるようになって欲しい。今の仕事はそのためのチャレンジで、未来につながると思うと、毎日の仕事にはやりがいを感じます。

「身近な弁護士」は、スタッフ弁護士に限りません。そんな弁護士になりませんか。





新熊 聡

経歴

1998年 3月 神戸大学法学部卒業
1998年 4月 JSR株式会社入社
2006年 3月 東京大学法科大学院修了
2006年 9月 司法試験合格
2007年12月 司法修習修了 弁護士登録
長島・大野・常松法律事務所入所
2010年 7月 国広総合法律事務所入所
2014年 2月 株式会社トリドール
(現：株式会社トリドールホールディングス) 入社
2021年 4月 Tam Jai International Co. Limited非常勤取締役
2021年10月 春名・田中・細川法律事務所カウンセラー



2.01 誰もが毎日、安全で栄養のあるものを食べられる社会に



12.06 大企業は率先して、サステナブルな取り組みと発信を

活動、業務の内容

私は現在、株式会社トリドールホールディングスという丸亀製麺などの飲食店を運営する会社で企業内弁護士をしています。

飲食店では食材ロスが恒常的に発生しており、これをどう低減していくかが業界における長年のテーマです。また、丸亀製麺のゆで釜などではエネルギーを大量に消費するため、これを削減していくことも地球温暖化防止のために重要と考えています。私たちは、最新技術の導入が一つの解決策となると考え、他の事業者と協働して対応を進めています。例えば2019年には従業員の経験値をデータ化することで自動制御を可能とした省エネ釜を共同開発しました。

他方で、飲食はもっとも身近な楽しみであるところ、飽食と言われる日本にも貧困により毎日の食事にも事欠く子供たちが少なくありません。私たちは彼ら彼女らの人生に食の楽しみを伝えるため、子ども食堂への支援を行うほか、丸亀製麺のキッチンカーを製作して全国行脚しています。また、コロナ禍において医療の最前線で奮闘されている医療従事者を支援するため、キッチンカーは病院にも赴いて無償で手づくり・できたてのうどんと天ぷらを提供しました。

仕事の魅力

私自身は、法務コンプライアンス部長として日々の法務・コンプライアンス案件にあたっていますが、近時はコーポレートガバナンス体制の確立を重点目標とし、これに向けた施策を検討して順次実行に移しています。SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) という目標に向けて、上場企業としてESG (Environment, Social, Governance: 環境・社会・ガバナンス) を考慮した投資家から投資してもらうためには、崇高な目標を立案するだけでなくそれらの目標を確実に実行していく体制を整備することが必要不可欠です。

コーポレートガバナンス・コードの制定、改訂もあり、上場企業に求められるガバナンスの水準は日を追うごとに高くなってきています。ただし、これまでの規制と異なり、コーポレートガバナンスについては、各社がその実情に合った体制を自ら考えて構築していくことが求められています。正解のない世界で最善策を自ら考え、社外取締役を含む経営陣を説得し、実行に移す。これが私の仕事の最大の魅力だと思います。

また、つい最近、孫会社である香港のTam Jai International Co. Limitedが香港証券取引所に上場しました。私は同社で非常勤取締役を務めているため、今後は日本だけでなく香港のコーポレートガバナンスについても意識して行動しなければなりません。日々是勉強。これも私の仕事の魅力です。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

せっかく弁護士にまでなっても何でまたサラリーマンになるのか、正義の味方である弁護士が銭勘定ばかりでよいのか、そう思われる方も多かもしれません。しかし、SDGsは個人や社会運動だけではなく、個人の集合体である法人も行動に移さなければその大きな目標を達成することはできません。さらに上場企業ともなると、その社会への影響力は非常に大きく、これを内部で統制することが不可欠です。皆さんもぜひ私たちの一員に加わっていただき、このうねりを大きくしていただきたいと思います。





柊 善太

経歴

2008年 3月 同志社大学法学部卒業
2010年 3月 同志社大学法科大学院卒業
2010年 9月 司法試験合格
2011年12月 弁護士登録、
瑞木総合法律事務所に勤務
2020年 4月 明石こどもセンター（児童相談所）
常勤弁護士職員として勤務



4.01 すべてのこどもに、無償で質の高い初等・中等教育を



16.06 正しく機能し、正しい情報を発信する公共機関へ

活動、業務の内容

現在、明石こどもセンター（児童相談所）における常勤弁護士職員として、主に児童虐待の対応を行っています。日々、児童相談所には児童虐待通告（通報）がなされます。その際、児童相談所は、法令に基づいて適切な調査を行ったり、こどもの生命身体を守るためにこどもを一時保護することがあります。調査や一時保護をすれば児童相談所の仕事は終わりではありません。その後も、こどもや家庭を支援して、こどもの福祉や権利が保障されるよう継続的な活動をしていきます。

このような児童相談所の仕事は、常に法令に基づいてなされる必要があること、また、常にこどもの権利擁護の視点が必要になることから、弁護士資格を有する職員が必要になるわけです。また、子育て支援等に関する専門知識が必要ですので、児童福祉司、児童心理司、社会福祉士、医師、保健師、警察官OBなど多様な専門職が勤務しています。

私の業務は、各職員と協働しつつ、その活動が常に適法となるように、また、その結果としてこどもの福祉や権利が最大限保障されるように、法律のプロとして意見やアドバイスを行うこと、また、実際のケース対応を行うことです。

そういう意味では、私の仕事は、児童虐待対応の前線において、法律を駆使してこどもの福祉や権利を最大化することだ、と自分に言い聞かせて毎日仕事をしています。

また、自治体内職員として、こどもの権利を擁護するための条例の改正や施策の立案にも携わっています。

仕事の魅力

行政である児童相談所は、児童虐待対応に関する法的権限（法的義務）を有しているため、虐待対応に関する重大な責任を負っていると言えますし、また、それがゆえに虐待対応の最前線の現場として位置づけられることになります。

このような現場において、多業種職員と連携を図りながらこどもの福祉や幸せとは何かということに日々頭を悩ましつつも、法律のプロとして日々活動できること、それがこの仕事の魅力であると思います。

弁護士の仕事は、どちらかと言えばチームではなく単独で行うことが多い仕事のようにイメージされるかもしれませんが、児童相談所では常に職員との連携やチームマネジメントが必要になり、そういった経験ができることもこの仕事の魅力の一つであると思います。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

おかしいと思うことに対しておかしいと声を上げていくこと、自分の信念に従って誰かを助けていくこと、そういった活動に興味があれば、まず、弁護士法第1条第1項を読んでみてください。

弁護士法第1条第1項には、弁護士の仕事の全てが表現されていると思っています。

私も元々は民間の法律事務所で弁護士として活動をしていたことから、ここ数年で働く環境

が大きく変わったわけですが、どんな場所でもどんな仕事をするのであっても、弁護士法第1条第1項の理念は常に守らなければならないと考えています。

法曹を志す人には、自分自身や家族、友人等につらいことが起こった人も多いように思います。もし、これまでの人生で何かに苦しみ、なにかを変えたいという気持ちがあれば、法曹の仕事はそれが実現できる仕事だと思います。

人を助け、社会を変えたいと思っている方、是非、仲間に加わってください。





勝又 陽香

経歴

兵庫県神戸市生まれ
兵庫県立兵庫高等学校卒業
2011年 3月 大阪大学法学部法学科卒業
2013年 3月 京都大学法学研究科法曹養成専攻修了
2014年 9月 司法試験合格
2015年12月 司法修習修了、弁護士登録



11.03 あらゆる住人とその未来を見据えた、計画的な都市開発を



17.17 その際、最も効果的なパートナーシップをみつけ、推進しよう

活動、業務の内容

私は動物が大好きで、小さい頃は犬をはじめとして、鳥、うさぎ、魚、昆虫などと生活しており、現在も犬と一緒に暮らしています。

私はもともと困っている人の役に立ちたいと思い弁護士になり、数年間は一般的な民事事件や刑事事件のみを取り扱っていました。

しかしながら、動物虐待に関するニュースや保護犬猫活動をされている方の活動記録を見るたびに、弁護士として動物のために活動できることはないかと感じるようになりました。

ちょうどそのような折に、動物に関する事件を取り扱われ、動物に関する法制度にとても詳しい先生とお話する機会があり、私は、通常の事件とともに動物に関する活動にも携わるようになりました。

具体的には、現在、動物虐待事件の刑事告発への関与や動物虐待防止のための研究をしています。

一般的に、動物の殺傷や虐待、遺棄が疑われる事件が発生した際、警察などの捜査機関が捜査をし、検察官が起訴するかどうかを決めます。私は、このような動物を被害者とする事件につき、適切に捜査、検挙、処罰がなされるよう求めるための刑事告発という手続きに関与し、当該事件につき不起訴となった場合には不服申し立て機関である検察審査会への申し立てをすることがあります。

また、私が所属する兵庫県弁護士会には公害対策・環境保全委員会という委員会（社会問題に関する活動をするための組織です。）が設置されているのですが、その委員会内では動物に関する法制度や問題などについて研究しています。具体的には、神戸市動物管理センターや民間の保護シェルターへ視察に行き、保護された犬猫の実情を把握したり、動物虐待について適切に対応する仕組みについて議論するために獣医師や動物愛護団体の代表者を招いてシンポジウムを開催したりしています。

仕事の魅力

動物は言葉を話せず、苦痛を感じてもそれを訴えることができません。

弁護士が告発手続等に関与することによって、早期に適切に捜査され、虐待事件の再発防止につながることもあるのではないかと感じています。

また、動物愛護に関する社会的な関心の高まりを受けて、動物に関する法制度は頻繁に変更されていますが、未だ整備されていない分野も多数あります。

将来的には、このような分野について法制度が整備されるような取り組みをしたいとも考えており、具体的な事件処理だけではない、制度設計にも影響を与えうる活動ができるところにも魅力を感じています。

そして、普段、私は、動物に関する事件だけではなく、交通事故などの一般的な民事事件も扱っています。

弁護士は事件処理につき広い裁量を有しており、検討により新たな証拠や発想を生み出せることもあり、事件の処理方針について創意工夫できるところに魅力を感じています。また、当初の見通しどおりに事件を解決することができ、月並みですが依頼者の方に感謝されたときには、弁護士の仕事にとってもやりがいを感じます。

法曹を目指す皆さんへのメッセージ

法曹の活動領域はどんどん拡大しており、自分が興味のある分野に飛び込んでいけば、法曹として活躍できると思います。

もっとも、弁護士として活動する上では、法的知識の素養のみが必要となるわけではなく、相談者の悩みやニーズを推し量る洞察力や社会通念に照らして物事を捉えるバランス感覚、柔軟さも必要になると痛感しています。

皆さんには、学校生活、部活動、アルバイト、趣味などを楽しみながら、これらの力を育み、法曹を目指していただきたいと思います。

